

## 10月31日の柿沢前法務副大臣の辞職経緯について

令和5年11月6日  
法務省

- 柿沢前法務副大臣が公職選挙法違反事件に関与していたとの新聞記事（朝日新聞・朝刊）が出る。当該記事には、「柿沢未途法務副大臣（52）が朝日新聞の取材に対し、自身がネット広告の利用を木村氏側に勧めたと証言した。」などと記載。
- 8時前、法務大臣から柿沢前副大臣に電話で、報道の内容等について確認。
- 8:45からの参・予算理事会において、柿沢前副大臣に対する出席要求を理事会として了承。
- 9:20頃、柿沢前法務副大臣が辞職願を法務省（事務方）に提出。
- 9:35頃、法務省から内閣総務官室に伝達。（辞職願を提出）
- 11:50からの参・予算理事会において、法務省（事務方）が、辞職願を提出した副大臣が委員会において答弁することは適切でないと判断し、大臣に諮らないまま、出席要請に応じなかった旨、発言。
- 昼過ぎ、小泉法務大臣が柿沢前法務副大臣と面会。面会時において、柿沢前法務副大臣からは、今後の国会運営や内閣に迷惑をかけたくないの職を辞したいとの強い意向が示されたことから、小泉法務大臣は、辞職願を正式に受理することとし、その旨内閣に上申。
- その後、持ち回り閣議を開催し、内閣として副大臣の職を免ずることを決定。

# こんな証拠で 死刑判決!?

# 袴田事件の疑問点

静岡・袴田事件の死刑判決の理由の柱は、犯行時の着衣とされた「5点の衣類」です。本特集では、再審の最大の争点である「5点の衣類」を中心に、「自白」の強要、検察官の証拠隠しなど、誤った有罪判決の問題点を明らかにします。

## 1 「5点の衣類」は捏造

当初、検察は犯行着衣をバジヤマとしていましたが、一審の審理が大詰めを迎えた時期に、「5点の衣類」がみそタンクから発見され、検察は犯行着衣を「5点の衣類」に突如変更したので。

### ① 履けないスポン

袴田さんは、「5点の衣類」が発見されると「真犯人が動き出した」と喜ぶ内容の手紙を母親宛に送っていました。そして、二審ではみそから「5点の衣類」の装着実験をおこなうことを求めました。

右下の写真は、装着実験の検証写真です。見てわかりますが、太

もものところでスポン

が止まって、履けませんでした。これに対し検察は、寸法札の「B」がB体(ゆったりサイズ)を示しており、ズボンはゆったりしていたが、袴田さんが太ったことなどを理由に履けなくなったと主張、裁判所もそれを認めました。

ところが、再審になると、寸法札の「B」は型ではなく、色を示していたことが、検察が開示した製造会社役員

の供述調書で明らかになりました。検察は知っていたが隠していたのです。袴田さんがとも履けないズボンだったのです。

### ② おかしい血痕の付着

「5点の衣類」には、被害者4人のうち3人と同じ血液型(A、B、AB)が付着していることになっていました(左図)。

被害者の返り血が、「5点の衣類」に付いたとされています。上着と下着の血液型が一致しません。とくにズボンやステコには付着していないB型がパンツには付着しています。これはどう見ても不自然です。

### ③ DNAは一致しない

「5点の衣類」が犯行着衣とされた最大の根拠は、半袖シャツの右肩に付いた血痕の血液型と袴田さんの血液型(B型)などが一致していたことでした。再審において、検察、弁護側双方のDNA鑑定がおこなわれ、その結果、右肩についていた血痕のDNAは袴田さんのDNAとは一致しないことがわかりました。静岡地裁は、このDNA鑑定とみそ漬けた実験結果(4)を重視して再審開始を決定しました。

### ④ 血痕の赤み残らない

「5点の衣類」は、少なくとも一年以上もみそに漬かっていたにもかかわらず、着衣に付いた血痕には赤みが鮮明に残っていました。再審で弁護団は、血痕が付いた衣類を市販のみそや仕込みみそに漬けるなど条件を変えて実験をおこないました。その結果、1年2カ月間、みそに漬けた衣類は元の色がわからないほどみその色に濃く染まり、血痕も黒褐色に変色し赤みは残っていませんでした。

### ⑤ 「衣類」は隠せない

事件直後の自宅捜索ではみそタンクからは何も発見されていません。7月20日にタンクに新しいみそが仕込まれ、袴田さんは8月に逮捕されます。そして「5点の衣類」の発見は、翌年の8月です。この経過からすると、もし袴田さんが犯人で、「5点の衣類」をみそタンクの中に隠せたのは7月20日までの間となります。しかし、弁護団のみそ漬けた実験結果(4)が示すように、「5点の衣類」は、発見された直前にみそタンクの中に入れられた可能性が高く、そうなるに違いないと袴田さんが隠していたことは不可能です。



「5点の衣類」の装着実験をする袴田さん

## 2 警察・検察の違法

### 便器持ち込み 自白強要

袴田さんは、連日猛暑の中、平均1日約12時間、最長16時間20分という拷問ともいえる長時間にわたり、違法な取調べを受けまし

た。そのうえ警察は、便器を取調室の中に持ち込むなど、袴田さんの人格を踏みにじるような屈辱的な取調べをおこなっています。袴田さんの「自白」は、こうした常軌を逸した過酷な取調べの結果な

のです。そのため、死刑判決でさえも、45通ある「自白調書」のうち44通は違法な手続きによるものとして証拠から排除されています。しかし、その違法な取調べの結果、最後に検察官

が作成した「自白調書」1通を採用したのです。

冤罪の原因の一つは、検察官が無実の証拠を出さずに隠し続けていることです。袴田事件でも多くの証拠が隠されています。

弁護団の粘り強い活動の結果、第2次再審請求審で、次々と袴田さんの無実の証拠が明らかにされました。その中には、「5点の衣類」のカラー写真やネガファイルの一部が開

## 3 血痕の色が争点に

いまたかわれていた即時抗告審(東京高裁)で弁護団は、血液が黒褐色化するの、血液のたんぱく質とみその糖の化学反応(メイラード反応)が主な原因であるとする専門家の意見書を提出しました。しかし、高裁は、科学的な根拠を示さず、弁護団の実験を退け再審開始決定を取り消しました。

これに対して最高裁は、高裁の決定が専門的知見を踏まえた判断ではなく、審理不届の違法があるとして、みそ漬けた血液の色が変化する要因を専門的知見にもつき検討することを求め、高裁に差戻し審では、検

した。弁護側の証人は、血液をみそに漬けると赤血球の細胞膜が壊れて、ヘモグロビンの酸化やメイラード反応などの化学反応が起きやすくなり、その結果生じた様々な物質が混ざり合って黒褐色化するという化学的なメカニズムを実証実験を踏まえて証言しました。この証言について検察側証人は反論できませんでした。

「5点の衣類」の血痕が、1年2カ月も経って赤みが残ることは科学的にあり得ず、赤みが残っていることは、発見直前に入れられたことを示しています。

警察違法行為も明らかにされました。この開示によって、「5点の衣類」の色がより鮮明となり、弁護団のみそ漬けた実験報告書につながりました。また、ズボンの寸法札「B」(1)についても検察が真実を隠していた事実も明らかになっています。さらに即時抗告審では、取調べ録音テープが開示され、接見の盗聴、偽証など犯罪

### 署名にご協力を

※署名用紙は国民救援会のホームページ、または各都道府県本部まで。  
(要請先) 〒100-8003 千代田区霞が関1-1-4 東京高裁・大善文男裁判長

# こんな証拠で 死刑判決!?

# 名張事件の疑問点



生前の奥西勝さん

三重・名張毒ぶどう酒事件の死刑判決の理由の柱は、奥西勝さんの「自白」です。しかし「自白」は事実と大きく食い違っています。この「自白」は、事件で妻を「くし」気が動転している奥西さんを連日朝から晩まで取り調べたうえ、警察官が自宅に泊まり込み、監視されつづけるという異常な状況のもとで、無理やりとられたものです。奥西さんが冤罪であることは「自白」と事実とがいかにか違っているかをみることで分かります。(事件の概要は6面)

## 「自白」では…

事件前夜、奥西さんは竹筒に農薬・ニッカリンTを入れて犯行の準備をした。事件当日、「三奈の会」会長宅から、ぶどう酒瓶(1升瓶)などを公民館に運び、公民館で一人になった隙に、ぶどう酒瓶の外蓋と瓶の口に巻いていた紙

(封緘紙)を火鉢でとった。その際、封緘紙は畳に落ちたがそのままにした。ぶどう酒の王冠を歯で噛んで開け、持ってきた竹筒の農薬を入れた。王冠を元に戻し、竹筒は公民館の囲炉裏の火にくべて燃やした。農薬の瓶は川に捨てた。

## 1 「自白」と事実が違う

### ① 計画的な殺人?

「自白」によると、奥西さんは事件前夜、竹筒(直径9センチ)を7センチに切って竹筒を作り、そこに農薬を入れて準備した、計画的な殺人となっています。

しかし、事件2日前の「三奈の会」役員会

では懇親会にぶどう酒を出さないことが決められ、役員会に出ていた妻から奥西さんはその事実を聞いていました。出すことが決まったのは当日でした。

奥西さんはぶどう酒が出されることを知らないまま、殺人の準備をしたことになりま

### ② 実際にはできない

「自白」では、事件

前夜、奥西さんは竹筒に農薬をほぼいっぱいに入れて新聞紙で栓をして、当日はその竹筒をジャンパーのポケットに入れ、公民館で竹筒の農薬をぶどう酒に入れた、そのとき栓の

## 2 凶器は別の農薬!?

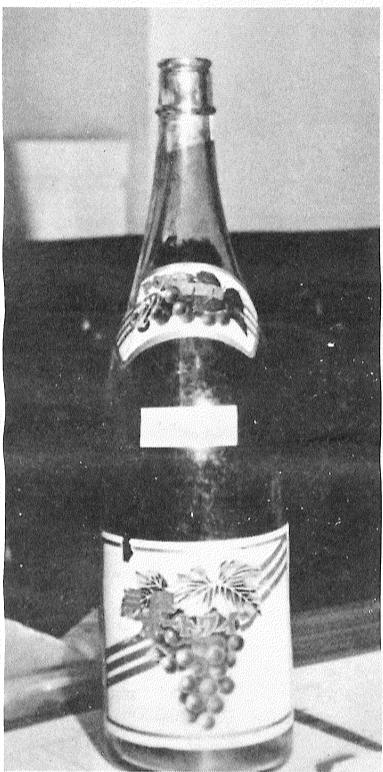
「自白」では、毒物は農薬の「ニッカリンT」とされています。ニッカリンTは当時、お茶畑などでよく使われていた農薬です。

しかし、弁護団の依頼した科学的鑑定から、ぶどう酒に入れられた農薬はニッカリン

Tではないこと、さらに別の農薬(三共テップ)の可能性も明らかになっています。また、事件から約60年経って開示された、事件当時の村人の供述書では、数人がぶどう酒が「石油臭かった」と話していること

がわかりました。ニッカリンTはほぼ無臭ですが、三共テップには石油臭があったことがわかっています。この点について裁判所は、人によって臭い方は違うと認めませんでした。

なお、ニッカリンT



農薬が入られたぶどう酒瓶

新聞紙は濡れてはいなかった、となっていました。弁護団が実験で「自白」と同じように竹筒に水を入れ、それを運ぶ実験をしましたが、竹筒がポケットの中で横になったり、揺れたりして、新聞紙は濡れてしまいました。みなさんも小瓶などで試してください。

### ③ あるべきものがない

「自白」では、奥西さんはぶどう酒に農薬(有機リン系)を入れた後、入れていた竹筒を囲炉裏で燃やした、となっています。しかし、捜査では、

囲炉裏から、竹筒の燃えがらも、燃やせば残るはずのリンも出ませんでした。

「自白」では、農薬の瓶(100CC)を名張川に捨てた、その瓶はふわふわ浮かんできて下流に流れていったことになっています。事件当日、警察がさがりに川をさらいましたが、瓶やそのかけらは発見されませんでした。

しかし、支援者が現地で同じ大きさの瓶を川に投げ入れて実験したところ、瓶はすぐに沈んでしまいました。

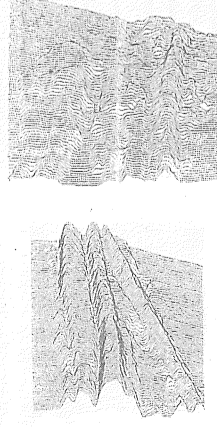
## 4 歯型鑑定は偽造

「自白」では、奥西さんが王冠を歯で噛んで開けたことになっています。裁判では、現場から発見された王冠の傷痕と奥西さんが検証で噛んだ王冠の傷痕(歯型)が一致するかが争点になりました。一審では一致2、不一致2と鑑定は別れましたが、二審になって、大阪大学の松倉豊治教授が顕微鏡写真を示し、王冠の傷痕と奥西さんの歯型が一致すると認定。この松倉鑑



問題の王冠

土生教授の三次元的な測定による歯型鑑定。上が王冠の傷痕、下が奥西さんの歯型



## 3 真犯人は別にいる

「自白」では、奥西さんは公民館で、ぶどう酒瓶の王冠を歯で噛んで開けた、その際、封緘紙が畳に落ちたがそのままにした、となっています。

弁護団はこの封緘紙の裏面に着目。科学的鑑定の結果、裏面には、製造時に使われた糊の上に別の物質(当時使われていた洗濯糊の成

分)が塗られていることが判明しました。この事実は、誰かが封緘紙をはがして蓋を開け、毒物を入れた後に、もう一度蓋をして、封緘紙に洗濯糊を塗って貼り直したことを示しています。しかし、その人は奥西さんではありません。「自白」では、畳に落ちた封緘紙をそのままにし

たとなっていますし、貼り直したとの「自白」もありません。

さらに、3人の村人が「封緘紙は巻かれたままだった」と供述していたことも明らかに

### 署名にご協力を

※署名用紙は国民救援会のホームページ、または各都道府県本部まで。  
(要請先) 〒102-8651 千代田区車町 4-2 最高裁第3小法廷

# 送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について

令和5年8月 出入国在留管理庁

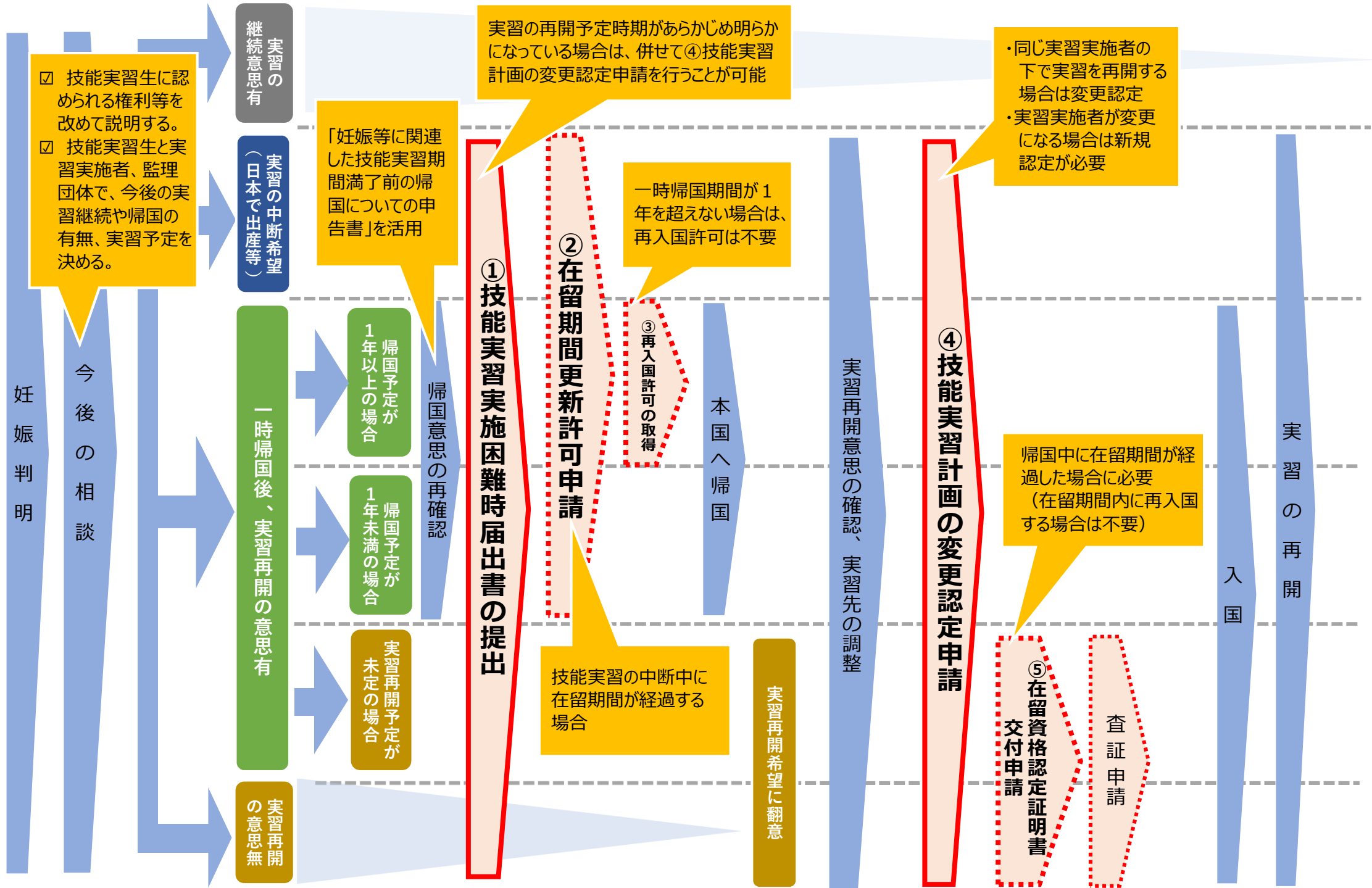
## 前提

- 令和4年12月末時点で、在留資格のない送還忌避者4,233人のうち本邦で出生した子どもは201人
- 現行法上、法務大臣の裁量的判断により、在留特別許可は可能
  - ⇒ 養育する親に在留を特別に許可する積極事情がない場合には、基本的に家族一体として子どもも在留特別許可していない。

## 対応方針

- 入管法改正法成立により、庇護すべき者は適切に庇護する一方、送還すべき者はより迅速に送還することが可能になる結果、今後は、在留資格のないまま在留が長期化する子どもの増加を抑止することが可能
- 既に在留が長期化した子どもに対して、現行法で迅速な送還を実現することができなかったことを考慮
  - ⇒ 今回限り、家族一体として在留特別許可をして在留資格を与える方向で検討
- 対象は、改正法施行時まで、**本邦で出生して小学校、中学校又は高校で教育を受けており、引き続き本邦で生活をしていくことを真に希望している子どもとその家族**  
ただし、親に看過し難い消極事情がある場合を除く。
  - (注1) 看過し難い消極事情とは、①不法入国・不法上陸、②偽造在留カード行使や偽装結婚等の出入国在留管理行政の根幹に関わる違反、③薬物使用や売春等の反社会性の高い違反、④懲役1年超の実刑、⑤複数回の前科を有していることを想定
  - (注2) 看過し難い消極事情があっても、個別の事案ごとに諸般の事情を総合考慮して在留特別許可をする場合もあり得る。
- 本方針により、**本邦で生まれ育った在留資格のない子ども201人のうち、自らの意思で帰国した者を除き、少なくとも7割、就学年齢に達している子どもの8割程度に在留特別許可をすることが見込まれる。**

# 技能実習生が妊娠等した場合の基本フロー



# 技能実習生が妊娠・出産を理由として技能実習を中断・一時帰国する場合の各種手続について

⑥  
2023年11月8日 衆議院法務委員会  
日本共産党 本村伸子 配布資料  
出典：法務省



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

○ 技能実習生が妊娠・出産により技能実習の継続が困難となった場合であって、技能実習の中断後、その再開を本人が希望する場合、外国人技能実習機構に①技能実習実施困難時届出書を提出した上で、必要になりうる手続は以下のとおり。

## ②在留期間更新許可申請（地方入管）

- 実習実施者との契約等を維持したまま、産前産後休業や育児休業等を取得し、その後、実習を再開することが見込まれる場合は、実習の中断期間などを踏まえて在留期間の更新が可能
- 一時帰国中に在留期間が経過した場合は、⑤のとおり改めて在留資格認定証明書交付申請が必要

## ③再入国許可の取得（地方入管）

- 一時帰国期間が1年を超える場合は、在留期間の範囲内で再入国許可を得ることが可能（1年未満の場合は「みなし再入国許可」の対象となるため、申請等不要）
- 再入国許可の期間経過後の入国となる場合は、⑤のとおり改めて在留資格認定証明書交付申請が必要

## ④技能実習計画の変更認定又は新規認定（外国人技能実習機構）

- 外国人技能実習機構から技能実習計画の変更認定を受けることで技能実習の再開が可能
- 実習実施者に変更がある場合は、新規の技能実習計画の申請が必要

## ⑤在留資格認定証明書交付（地方入管）

- 一時帰国後、在留期間や再入国許可の期間を経過後に再入国しようとする場合は、左記④の技能実習計画の変更認定通知書等をもって、改めて在留資格認定証明書交付申請が必要

【申請の概要・注意点】

【必要書類】

- ・ 在留期間更新許可申請書
- ・ 写真
- ・ 在留カード又は旅券の提示
- ・ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書
- ・ 妊娠の事実や出産予定日が分かる資料（母子手帳の写しなど）
- ・ 復職等の見込み時期が分かる資料（技能実習計画の変更認定通知書及び変更認定申請書の写し、技能実習制度運用要領参考様式第1-42号の申告書など）

- ・ 再入国許可申請書
- ・ 在留カード及び旅券の提示
- ・ 身分を証する文書等の提示（申請取次者が申請を提出する場合）

※②と同時に申請を行う場合、オンライン申請が利用可能

### 【変更認定申請の場合】

- ・ 技能実習計画変更認定申請書（省令様式第4号）
- ・ 実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所
- ・ 技能実習制度運用要領参考様式第1-42号の申告書

※外国人技能実習機構に①技能実習実施困難時届出書を提出する時点であらかじめ実習の再開予定時期が明らかになっている場合は、①と併せて本申請を行うことも可能

- ・ 在留資格認定証明書交付申請書
- ・ 写真
- ・ 返信用封筒※
- ・ 技能実習計画の変更認定通知書及び変更認定申請書の写し

※在留資格認定証明書を電子メールで受け取ることを希望する場合（オンラインで申請を行う場合や事前にオンラインで利用者登録をして地方入管の窓口で申請を行う場合）は、返信用封筒は不要